

附属機関の名称

燕市図書館協議会

設置の目的

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、燕市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置き、以下、所掌事務を行う。

所掌事務

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

委員構成

協議会は、委員 10 人以内で組織する。

任期

2 年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

委員名簿

委員	相澤 一徳	学校教育関係者
委員	加藤 一夫	社会教育関係者
委員	木村 久栄	社会教育関係者
委員	幸田 素子	社会教育関係者
委員	澤田 麗子	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委員	田中 淳子	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委員	田村 京子	社会教育関係者
委員	本間 哉	学校教育関係者
委員	柳原 康浩	社会教育関係者
委員	山口 博幸	社会教育関係者